

## 第2回 物部川流域住民の意見を聴く会 【南国市会場】

### 議事録

平成21年11月6日（金）

19:00～20:30

南国市日章福祉交流センター

会議室

#### 1. 開会

○司会 定刻となりましたので、はじめさせていただきます。

本日は、週末の大変お忙しい中、また、夜分の時間帯にもかかわらずご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、第2回物部川流域住民の意見を聴く会【南国市会場】を開催させていただきます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、国土交通省高知河川国道事務所副所長の大家と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配布資料の確認させていただきます。受付でお渡ししました資料をご覧ください。

- ・第2回物部川流域住民の意見を聴く会 議事次第
- ・「物部川流域住民の意見を聴く会」の開催にあたって
- ・物部川水系河川整備計画【修正素案】
- ・物部川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局および高知県の考え方について
- ・ニュースレター
- ・意見記入用紙

配布資料は以上でございます。

不足がございましたら、お近くの事務局までお申し付け下さいますようお願いいたします。

次に、参加者の皆様へお願いを申し上げます。本日の会は公開で開催されております。本日もいただいたご質問・ご意見につきましては速記録を作成いたしまして、後日、お名前を除いた形でホームページやニュースレターなどで公表いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、携帯電話は電源を切ってくださいか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本日の会の進行についてご説明いたします。本日は、まず事務局より物部川水系河川整備計画【修正素案】などについてご説明させていただきます。その後、一旦休憩を取りました後、皆様からのご意見・ご質問をいただくことにいたしております。全体で2時間程度を予定しており、長時間ではございますがご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、後日あらたにご質問やご意見がございます場合には、本日お手元に配布させていただきましたニュースレターのハガキや、メールなどによりご意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして会を進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、国土交通省高知河川国道事務所長の三戸よりごあいさつを申し上げます。

## 2. 挨拶

○三戸所長 皆様、こんばんは。

高知河川国道事務所長の三戸でございます。

本日は、平日の夜ということで、皆様大変お疲れのところをお集まりいただきましてありがとうございます。

こちらの会でございますが、「物部川流域住民の意見を聴く会【南国市会場】」ということで、本日開催させていただきますが、明後日に同じような会を香美市と香南市でも開催させていただきます。

また今回は、第2クールということで住民の意見を聴く会等を開催いたしますが、今年の2月に第1クールとしまして同じような形で開かせていただきました。その際には、182件の非常に前向きなご意見をいただきまして、それを整備計画に反映させていただいております。本日は【修正素案】ということで、どこの部分を修正させていただいたか等についてご説明させていただきます。

この第2クールの開始にあたり、先月末に物部川流域学識者会議を開催させていただきました。非常にご熱心なご意見等をいただいたところでございます。

また、ニュースレターにつきましても、先月下旬に配布させていただきました。既にいくつか非常にご熱心なご意見をいただいているところでございます。

今日の修正素案のご説明を踏まえまして、またご意見をいただけたらと考えております。

物部川につきましては、現在、河口のところの後川樋門工事をさせていただいております。また、少し上流側で瀬替えの工事をさせていただいております。非常に大規模な工事なもので、すぐに完了するというわけではなく、少し時間の掛かる工事ではございますが、そのような工事を進めていきますことで物部川流域の安全を高めていきたいと考えております。今回ご説明させていただく整備計画【修正素案】の中には、今後30年間にわたるこ

のような工事を位置づけさせていただいております。少しずつ地域の安全が高まるようにしっかりと事業を進めていきたいと思っております。そのためのご説明を行うことで、皆様のご意見等をいただきまして反映させていきたいと考えております。本日は少し長いご説明になりますがよろしくお願いします。

○司会 以後の議事進行につきましては、高知河川国道事務所事業対策官の寺内が行います。

### 3. 議事

#### 1) 物部川流域住民の意見を聴く会の進行について

○事務局 皆様、こんばんは。

高知河川国道事務所事業対策官の寺内でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、物部川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明させていただきます。

お手元にお配りしております、『「物部川流域住民の意見を聴く会」の開催にあたって』という資料が1枚あるかと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。読み上げさせていただきます。

##### 1. はじめに

「物部川流域住民の意見を聴く会」は、物部川水系河川整備計画の策定にあたり、物部川水系河川整備計画【修正素案】に対し関係住民の方々からご意見を聴くことを目的としまして国土交通省四国地方整備局及び高知県が開催します。

以後、物部川流域住民の意見を聴く会を“同会”と、そして参加者の皆様を“参加者”と称します。

##### 2. 参加の方法

参加者は、原則として物部川流域の市（南国市・香南市・香美市）及び高知市に在住の方といたします。

##### 3. 意見の表明

参加者は、時間の許す範囲内において同会の中で物部川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。

このとき、意見表明者の方は、お名前・お住まい（市町まで）をおっしゃった後に発言していただきたいと思っております。

なお、匿名希望の場合は、その旨表明したうえで、発言していただくことも可能です。

##### 4. 他者の意見の尊重

参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げたり、誹謗中傷などを行わないようお願いいたします。

## 5. 進行秩序の確保

参加者は、同会を円滑に進めるため御協力をお願いいたします。又、会議の妨げとなるような行為は慎んでいただきたいと思います。

なお、会議の秩序を乱したり、進行の妨げとなるような行為を行った場合には、事務局より退室をお願いすることがありますのでご理解をお願いいたします。

## 6. 個人情報の保護

個人情報保護の観点から、同会の運営・進行等で主催者が得た個人情報は、秘匿いたします。

## 7. 四国地方整備局及び高知県の責務

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものといたします。

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会で表明された意見をとりまとめ、物部川水系河川整備計画策定にできる限り反映いたします。

事務局としまして、国土交通省四国地方整備局と高知県になっております。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして事務局より、物部川水系河川整備計画【修正素案】について説明をいたしますので、事務局よろしくお願いいたします。

## 2) 物部川水系河川整備計画【修正素案】について

○事務局 それでは、物部川水系河川整備計画【修正素案】につきまして、説明させていただきます。内容のご説明に際しましては、スクリーンのほうをご覧くださいと思います。

まず、河川整備計画づくりの流れといたしまして、平成 19 年 3 月 30 日に河川整備基本方針を策定いたしました。この基本方針を受けまして、河川整備計画を策定するため、平成 21 年 2 月 4 日に素案を発表させていただきまして、その後、学識経験者の皆様方の会議でご意見をいただきました。また、流域住民の意見を聴く会を開催し、南国市・香南市・香美市におきまして流域住民の方々や関係 4 市の市長の皆様からご意見をいただいております。それから、インターネットやニュースレター等で、広くそのほかの方々からのご意見もいただきました。それらを受けまして、10 月 30 日に素案を修正した修正素案を発表させていただき、その日に第 2 回目の学識者会議を開催いたしました。そして、本日は住民の意見を聴く会【南国市会場】を開催させていただき、8 日の日曜日の午前には住民の意見を聴く会【香美市会場】、午後は【香南市会場】で開催を予定いたしております。また、11 月 10 日には、関係市長の意見を聴く会を実施していきまして、整備計画の案を作って最終的に整備計画を策定するという流れになっております。

これまでの広報ということでニュースレターを 3 回出させていただいておりまして、10 月 29 日には流域の住民の方々のお手元に届くように新聞の折込みもさせていただいており

ます。また、河川整備計画の修正素案につきましては、ホームページでも公表しておりますし、高知河川国道事務所・出張所、また高知県、それから関係自治体でも閲覧できるように閲覧場所を設置しております。

2月に行いました意見を聴く会の実施状況でございますけれども、学識者の皆様の会議としまして、2月10日に行っております。そのときは、11名の先生方のうち10名の先生にご出席いただいております。それから、住民の意見を聴く会としまして、2月14日・15日、それから15日、3市でそれぞれ行っております。その後2月18日に関係市長のご意見も伺っております。

各会場でいただいたご意見の数でございますけれども、先生方からは46件のご意見いただいております。それから、流域住民の方々からは45件、関係市長の皆様からは22件の、合計113件のご意見を各会場でいただきました。それから、パブリックコメントという形式で、ハガキやメール等で69件のご意見をいただいております。トータル182件のご意見をいただきました。私ども事務局のほうでご意見をそれぞれ分類しまして、大きく6つの分野に分類しております。1つ目としまして、河川整備計画の全般にわたるご意見。2つ目としまして、治水に関するご意見。3つ目としまして、利水に関するご意見。4つ目としまして、環境に関するご意見。5つ目としまして、維持・管理に関するご意見。それから、6つ目はその他ということで、182件を6つに分類させていただきました。

それらのご意見につきましては、できる限り河川整備計画の修正素案に反映するということといたしまして、素案で既に記載しているご意見や反映できないご意見につきましては、その理由をお示ししております。それらの対応としまして、皆様のお手元にもお配りさせていただいております、『「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局および高知県の考え方について』というものにとりまとめて公表をいたしました。

本日は、それらのうち特にご意見が多かったテーマについてご説明させていただきます。

まず、河川整備計画全般でございますけれども、ご意見としまして、

- ・整備計画にアクションプランや数値目標を持った年次計画・優先順位はないのか。

というご意見。また、

- ・中間目標や箇所、事業期間等を明示していないので、事業の検証・評価ができない。実行力のあるアクションプランが必要である。

そういうご意見をいただいております。

私どものほうの対応といたしまして、

- ・河川整備基本方針の治水整備の目標を達成するためには、整備に長い期間を要します。従って、河川整備計画では、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備基本方針の目標に向け、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進めていくことを明確にいたしております。

整備計画修正素案の本文でございますけれども、見え消しで表現させていただいております。

すが、追加した部分は赤書き、それから削除した部分は2本線で消しておりますが、読み上げていきます。

物部川における洪水を安全に流下させるためには、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による被害に対する安全性の向上を図ることとする。

特に、上流部の下の村地区においては、流下能力が著しく不足し、堤防が決壊した場合には、甚大な被害が想定されるため優先的に引堤による整備を進める。整備を進めるにあたっては、上流の河川改修による下流への洪水時の流量増によって被害を増大させないように、上下流のバランスを確保しつつ実施する。

また、堤防整備済箇所では堤防の断面幅が不足する箇所については、堤防拡幅を実施する。

というふうな記載に修正させていただいております。

具体には、概ね30年という整備計画の期間の前半部分で、

- ・今世紀前半に発生するという可能性が非常に高い大規模地震・津波に対応するため、老朽化が著しかったり、強度不足であります、下流端右岸側の後川樋門を改築いたします。
- ・また、流下能力が著しく不足しております理由で堤防が決壊した場合に被害が最も甚大となります上流の右岸側にあります下の村地区の堤防の引堤を実施いたします。
- ・また、引堤することによりまして、下流側への過度の負担を生じさせないということで、河床掘削だとか堤防の弱いところの補強等を実施します。

それから、整備計画の後半部分でございますが、

- ・なお、それでも洪水の流下断面が不足しているというような箇所につきましては河道を掘削します。
- ・川の中で茶色く色付けしたような箇所の掘削、それから堤防を赤く色付けしておりますけれども、そういった箇所の堤防の断面幅の不足を解消するというような事業を実施していきます。

続きまして、上流域の森林整備というテーマでのご意見でございます。

- ・河川環境の整備や流量の確保は森林整備と一体で進める必要があります、関係団体との連携の枠組みを整備計画に設定する必要があります。
- ・川をよくするためには行政枠を超えて、森林を整備する必要があります。

というご意見に対しまして、

- ・河川管理者といたしましても、森林の機能は非常に重要と考えております。しかしながら、河川整備計画は河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としておりまして、この中に森林整備は含まれていないというようなことから、整備計画に森林整備を位置づけるということではできません。なお、関係機関と連携して実施しております「物部川濁水対策検討会」の中には、四国森林管理局とか高知県林業振興・環境部

という、森林の管理者も入っておられますことから、これらの機関との連携を強化したいと考えております。

続きまして、治水に関する部分でございます。治水計画に必要なデータの取得についてというふうなご意見もいただいております。ご意見といたしまして、

- ・洪水前後の比較だけではなく、CCTV等で洪水中のデータを取得し、河川構造物への影響を調査していく必要があるのではないか。

というご意見につきまして、

- ・洪水期間中の流れの状況といいますのは、洪水時の貴重なデータの1つでございます。

そのため、調査検討をきっちり行い、有効なデータの取得に取り組んでいきたいと考えておりまして、右のページのような部分を追加・記載しております。

本文を読まさせていただきますと、

さらに、洪水の力による堤防・護岸等の河川構造物や河川環境への影響を調査するため、河川監視カメラ（CCTV）、光ファイバー等、既存の施設を活用し、洪水期間中の流れの状況に関する有効なデータの取得について検討する。

というふうに追加をさせていただきました。

続きまして、利水に関する事柄でございます。流水の機能の改善において目標とする流量の確保ということで、次のようなご意見をいただいております。

- ・統合堰下流の維持流量は0であり、アユ等が健全に生息できる流量を確保して欲しい。
- ・目標設定はかなり問題があり、河川整備基本方針のおよそ半分の1トンでは水中の生態系に打撃を与える。
- ・1トンを確保することは前進であるが、足りないのでは、何年に一遍か見直す予定があるのか。

というふうなご意見でございます。

私どもの対応といたしては、

- ・物部川では、これまで正常流量は設定されていませんでしたが、平成19年3月に策定された物部川水系河川整備基本方針におきまして、正常流量が設定されました。しかしながら、現在の永瀬ダムの容量におきましては全てを満足するということではできませんので、農業用水の負担が多くなるというような状況になります。また、正常流量を確保するためのダム容量の確保は、多大な費用と時間を要します。従いまして、河川整備計画では、永瀬ダムの運用を見直すことによりまして、段階的な目標流量を設定しました。この目標流量は、整備計画策定後、早期に操作規則上に位置づけまして、安定した流量として確保いたします。ただし、既設ダムの有効活用を図るとともに、今後とも関係機関、それから利水者とも連携いたしまして必要な流量の確保に努め、正常流量が確保できるよう、今後、目標流量の見直しを行うということを明確にいたしました。

河川整備計画では統合堰の下流におきましてアユの産卵期の10月16日から12月31日

までは2.9トンということになっておりまして、整備計画ではこの部分は全量確保いたしております。また、それ以外の1月から10月15日までの期間につきましては、基本方針では1.86トンでございますけれども、それに対して少し少なめですけれども、1トンを確認すると明記させていただきました。

本文のほうには赤で、

現在の永瀬ダムの能力により最大限確保可能な流量として、

ということを追加させていただいております。

それから、一番下の行でございますが、

河川整備基本方針に定められた正常流量が確保できるよう、今後、見直していくものとする。

ということを追加させていただいております。

スクリーンには平成19年の統合堰下流の流量を水色のグラフで表示しております。平成19年は渇水ということで非常に水が少なくなっておりまして、この赤い線が1トン、それから10月16日から2.9トンのラインをここに入れておりますけれども、この赤い線よりも下回っているのが平成19年では203日ございましたが、1トン、もしくは2.9トン进行すことによって、その203日が解消されるというようなことになっております。

ちなみに、スクリーンには平成15年から18年までの4年間を描いておりますけれども、15年、16年も豊水年で非常に流量が多かったということなのですけれども、19年の渇水年でも1トンは最低確保するというふうに明確にしております。

続きまして、河川環境の整備と保全ということで、環境につきましては非常にご意見もたくさんいただいております、7つのテーマで整理させていただいております。

まずは、濁水対策のご意見といたしまして、

- ・濁水の原因は山崩れであるため、森林整備のみでは対処できず、貯水池対策も含めて川の中の対策が重要。
- ・濁水の長期化は、整備計画で位置づけしにくいと思うが、流域管理の一貫として対策を記載して欲しい。

というようなご意見がありましたが、対応といたしまして、先ほども少し述べさせていただきましたが、

- ・今後とも継続して、「物部川濁水対策検討会」において関係機関と情報を共有しながら濁水発生の原因の究明を行っていきます。

併せまして、

- ・上流域からの土砂流出抑制のため、堆砂除去等の流域対策
- ・洪水後のダム貯水池の高濃度濁水を早期に排出するなど、貯水池対策

というようなことにつきましては、必要な対策を検討いたしまして、対策内容が具体化したものについては必要に応じて試験施工した上で、随時、実施していくということを明確にしております。



スクリーンの下のほうには、この物部川濁水対策検討会の枠組み・構成を書かせていただいております。その中には私ども国交省も入っておりますし、また、高知県の土木部、河川の担当部局、それから森林振興環境部、四国森林管理局などの森林の管理者も入っております。

・「物部川濁水対策検討会」において国、高知県と関係機関が今後とも  
ということで、

・必要な流域対策および貯水池対策を検討し、実施に向けた取り組みを進める。  
というふうに追記させていただいております。それから、最後の2行ですけれども、

・なお、高知県では平成21年度より新規事業として、濁水発生の原因となる貯水池内の土砂撤去等の対策を実施していく予定である。

ということで、もう既に21年度で予算化されているということになっておりまして、具体には、永瀬ダム上流側の佐岡というところ、それから安丸という箇所で、貯水池の上流端付近にこの写真のように土砂が堆積しておりまして、こういった堆積した土砂の撤去3箇所で実施いたします。それから、来年度以降におきまして、貯水池内の流動化しておりま  
す濁水の塊を早期に排出するための対策といたしまして、分画フェンスの設置などの取  
組みも順次進めてまいる予定でございます。

次に、河川環境のあり方についてというようなテーマのご意見といたしまして、

・大きな目標の中に生物多様性のような、表に出る表現をぜひ書き込んで欲しい。  
・昔の豊かな環境の再生、共存のできる整備をして欲しい。

というようなご意見でございます。

対応といたしまして、

・生物の多様性の確保は、河川整備計画の大きな目標の1つとして考えておりまして、  
明確となるよう記載を追記いたしました。また、河川環境の保全・再生における考  
え方としまして、現在の環境に課題があるものについては、対策を講じ再生に努めるこ  
ととしています。現状の河川環境におきましては、水量不足や濁水の長期化など、大  
きな課題が多いことは認識しており、これらの課題に対しましては、現時点で最大限  
可能な限りの対策を立案しております。従いまして、必要な対策を実施することによ  
り再生に努めることを明確にいたしております。

本文のほうですけれども、赤字で追加させていただいておりますが、

このため、多自然川づくりの理念に基づき、物部川の水量を確保し、レキ河原や清らかな流れ、良好な水際等の保全・再生を図ることにより、生物の多様性の維持や景観の保全・再生に配慮した、動植物を育む清流の流れる川づくりを目指す。

というふうに、修正をさせていただきました。

次に、樹林化対策のご意見といたしまして、

・樹林化により川固有の生物がいなくなり、外来種が増えるため、対策をすべき。

というご意見につきまして、

- ・ 外来種でありますナンキンハゼ、それから、生態系を乱す在来種ではありますけどもアキニレが河道内で樹林化しておりまして、高知県内でも物部川だけに生息をしているというハマウツボやレキ河原に依存している動植物に影響を与えるというようなことから、これらの課題につきまして具体的に記載をしております。樹林化に対する対応といたしましては、樹林化した砂州をレキ河原へと再生していく取り組みにつきまして、今後、調査・研究しながら順次対策をまいります。さらに、今後、可能な範囲ではあります、河道の維持管理におきまして、樹林化の拡大防止を目的といたしました伐開を実施していくことを明記いたしました。

本文のほうですけども、そういう外来種や非常に増えている在来種を明記いたしました。

ヤナギ類等の高木林やアキニレ、外来種であるナンキンハゼ等の樹林の繁茂も多くの箇所で見られる。

というふうに明記をさせていただいた上で、

また、必要に応じて、学識経験者の意見も踏まえながら、外来種等の樹林化が進行している箇所において、拡大防止を目的とした伐開を実施することも検討する。

というふうに追加をさせていただいております。

次に、河川空間の利用のご意見といたしまして、

- ・ 物部川の河川敷は、親水的な、あるいはスポーツに親しむような場所として欲しい。

また、ちょっと逆のご意見ですけども、

- ・ 高水敷は大雨が降ると流れてしまい、公園など無駄である。

というようなご意見でございますけども、全国的に物部川の利用者数は、夏場の1km辺りですと、約160数人で全国4位の利用者がいるというような調査結果も出ております。

物部川は地域と一体となっております、深淵の親水テラスとか戸坂島地区の親水護岸、それから町田地区の高水敷、それから吉川桜づつみ等を整備しております。今後とも、整備の必要性を考慮した上で、地域の住民の方々が水辺に親しんで、より広く高水敷を利用できるような整備を実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

そういった対応で本文のほうには少し追記させていただいております。

交通の便が良く、散策や夏期の水遊びなど年間を通じて河川空間利用が多いことや遊漁等による水際利用が盛んであること、地域住民の物部川への関心が高いことなどから、自治体や地域住民と連携して物部川の空間的特色や歴史的特色等を活かし、人々が水際に親しみ、より広く高水敷を利用できるよう、河川整備を実施する。

というように修正をさせていただきました。

続きまして、河床のモニタリングということで、

- ・ 粒径をしっかり管理して欲しい。

というご意見。また、

- ・ 水温が物部川としてどうあるべきかにも着目して調査して欲しい。

というご意見をいただきました。

いわゆるアユ等の生態にも絡んでくるご意見だと認識しておりますけれども、対応といたしまして、

- ・環境整備の実施内容として、変化に富んだ河床形態の形成に努めますので、粒径の観点も考慮して、河床をモニタリングしていきます。また、水温につきましては、着目すべき指標と認識しております、調査対象として追加しました。

ということで、本文のほうでは水温という項目を追加させていただきました。

続きまして、魚道の機能確保のご意見としまして、

- ・1月から10月15日までの1トンという流量でございますけれども、この1トンだけでは統合堰の魚道を水が流れないのではないかと。確保の方法が示されていない。

というご意見。それから、

- ・統合堰の魚道は常に水がなく、構造もアユが遡上しにくいものであり、改築すべき。

というようなご意見をいただいております。

対応としまして、

- ・統合堰の魚道につきましては、河川整備計画でまず1トン、また10月16日以降は2.9トンという水をまず確保した上で、魚道の状況、水がどれだけのってるかというふうなことは、その後モニタリングを実施したいと考えております。これらの結果を踏まえまして、関係機関と協議の上、統合堰、合同堰は農業の堰ということで許可工作物になっておりますけれども、そういう設置者などとの協議の上、必要に応じまして魚類の遡上・降下等の機能の確保を図ってまいりたいと考えております。

本文のほうには、赤字で追加させていただいておりますけれども、

魚類等の移動経路の確保に配慮する必要がある。このため、国と関係機関が連携して、河川整備計画で流量を確保した後において、物部川に生息する魚類、底生動物の生息状況、深淵床止めおよび統合堰、合同堰の魚道の状況についてモニタリングを実施する。

に修正をさせていただきました。

次に、外来種対策で、

- ・特定外来生物であるオオキンケイギクが最近増えており、対策すべき。

というようなご意見をいただきました。

対応としまして、このオオキンケイギク、それからオオフサモというのが確認されておりました、この下流のほうにオオフサモがあります。この付近にオオキンケイギク、それから上流部分にもオオインケイギクが確認されておりますけれども、在来種の生息・生育・繁殖環境の保全に努める必要があるというようなことで、堤防除草を実施する際には、今後とも適切に、駆除や除草後の草刈・種子の処理を実施してまいっていきます。また、今後、可能な範囲ではありますけれども、特定外来生物の生息地・生育地の拡大防止のための駆除を実施していくということも考えておりました、本文には次のように記載をしております。

物部川下流部では河川水辺の国勢調査において、特定外来生物であるオオキンケイギク、オオフサモ等が確認されているため、これらの生息・生育地の拡大防止のための駆除等、必要に応じて適切な対応を実施する。

に追加させていただきました。

次に、維持・管理に関する項目でございます。3点ほどございました。

1点目は、河口閉塞対策で、

・河口閉塞に対しては維持開削だけではなく、抜本的対策が必要である。

というようなご意見をいただきました。

対応としまして、河口閉塞に対しては、今後とも定期的な河川巡視や河川監視カメラによる監視を行い、必要に応じて河口砂州の開削を実施します。河口閉塞の抜本的対策につきましては、波浪の影響が非常に強いということから、流量を確保することのみでの対応では困難な状況でございます。従いまして、現在は維持管理上の工夫として、閉塞しにくい開削方法を調査しておりまして、今後とも検討をしております。また、抜本的な対策案につきましても、今後、実現に向けた調査・研究を進めることを明確にいたしました。

ちなみに、平成19年は渇水年で非常に流量が少なく、私ども河川管理者のほうで99回の河口の開削を行いました。逆に、平成16年は非常に豊水年で水が多く、河口開削は1回しかしていないというような状況でございます。

本文のほうには、

特に、河口閉塞の抜本的対策については、具体的な対策案による効果、および土砂の移動や塩分濃度の変化による河口域・沿岸域の環境等への影響について、調査・研究を進める。

という部分を追加させていただきました。

続きまして、防災情報の充実というテーマでございます。

・堤防決壊時のソフト対策として、住民等との情報共有・伝達体制の充実が必要である。

というご意見をいただきました。まさにごもっともなご意見と思っております。

対応としまして、重要水防箇所や浸水想定区域の公表などのほか、関係機関や地域住民との情報伝達の体制、それから共有体制という整備を進め、今後とも被害をできるだけ軽減するための体制の一層の強化を図ることとしておりまして、情報提供や情報共有の内容を明確にいたしました。なお、ハザードマップにつきましては、今現在では、南国・香美・香南の3市それぞれが作成されて公表しております。

本文のほうにも赤字で2行目あたり、

迅速かつ的確に雨量や水位等の河川情報等を収集し、

ということで、具体的に書かしていただいております。また、

河川情報や河川監視カメラ（CCTV）映像、洪水予報等の情報提供に努め、

ということを追加させていただきますとともに、

関係機関や地域住民への情報提供の迅速化を図る。

という部分を追加させていただきました。

続きまして、永瀬ダムの堆砂対策としまして、

- ・維持流量を設定されたが、農業用水の確保が心配されるため、堆砂対策によりダムの貯水量を確保する必要があるのでは。

というご意見をいただきました。

対応としまして、ダムは土砂を貯める容量、いわゆる堆砂容量というのを建設時から確保しておりまして、土砂が貯まっても、その堆砂容量の部分には土砂が貯まっても支障がないという計画になってございますが、永瀬ダムでは現在、計画に対して約9割の堆砂となっております。今後も堆砂が進行しますと、利水容量とか治水容量に影響が出てくるというようなことから、貯水池の土砂の浚渫とか、また昭和59年に設置されました佐岡の貯砂ダムというのがダムの上流にございまして、そういったものから堆砂の抑制とか除去に努めてまいってまいります。今後とも、貯砂ダム等による堆砂の抑制、それから堆砂の除去を実施しまして、最低限での現時点のダムの容量の維持、これ以上容量が減らないというようなことに努めることを明確にいたしております。

本文でございますけども、

永瀬ダム貯水池の本川流入部付近の佐岡貯砂ダム等で土砂の除去を実施し、現時点のダム容量の維持に努める。

というふうに修正をさせていただきました。

最後になりますが、素案の段階で、この後川支川の新秋田川の整備ということで、附図のほうに記載させていただいておりました。今年の2月時点で整備をしておりましたが、この新秋田川の整備につきましては、平成22年2月に事業が終了して、河川改修が完了する予定でございますので、新秋田川につきましては削除をさせていただきました。

以上が、物部川水系河川整備計画【修正素案】についてのご説明でございます。

○司会 はい。ただいま事務局より、今年の2月期に実施しました説明会等の場でいただきました意見を反映させた修正素案を説明させていただきました。

少し時間が長くなりましたので、ここで休憩をとりたいと思います。正面の時計で8時から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

< 休憩 >

### 3) 物部川水系河川整備計画【修正素案】についての質問と意見

○司会 それでは、再開の時刻となりましたので議事を再開したいと思います。議事に先立ちまして10月30日に開催いたしました、第2回物部川流域学識者会議におきまして、

各委員の先生からいただきました主な意見について事務局からご紹介をさせていただきます。事務局よろしくお願いたします。

○事務局　こんばんは。高知河川国道事務所調査課長の森でございます。

それでは、10月30日に物部川流域学識者会議で委員の皆様からいただきました主な意見を紹介させていただきます。

まず、河川整備計画全般について、4点ございました。

1点目は、整備計画の30年は長い。10年スパンで進捗等の検証が必要ではないか。またこれを公表することにより実効性が上がるのではないか。

2点目は、河川整備計画にアクションプランや年次計画は必要である。

3点目は、フォローアップを実施し、具体的な動きや経過を公表してはどうか。

4点目は、環境面についての年次計画が触れられていない。

次に、河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持について、5点ございました。

1点目は、維持流量について整備計画では1トンとなっている。秋のアユの産卵期には配慮されて2.9トンとなっているが、遡上期の2月から3月も大切であり、利水の関係もあるが整備方針の目標流量1.86にもっていける工夫をして欲しい。

2点目は、1トンの算出根拠の提示が必要である。

3点目は、維持流量をいつ実現するのか記載されていない。早期に確保する方向で記載して欲しい。また、最低10年に1回程度は見直しをして欲しい。

4点目は、1トンの流し方について、魚道に流すのか、現状はそのままにして越流させるのか、この中に盛り込むのは難しいと思うが明らかにして欲しい。

5点目は、利水について特に競合する部分もあり、お互いに促進するためにも文書に書き込む必要がある。

次に、河川環境の整備と保全について、3点ございました。

1点目は、水際環境の保全について、これから堤防の工事がはじまると思うが、水際環境の保全を行うときには工事の時期について生態系に配慮し、生態系への影響がある時期を避けるため、専門家の意見を聴きながら進めて欲しい。

2点目は、維持・管理について、永瀬ダムの堆砂問題に関わる事項として、ダムの上流域では除去された土砂を骨材として活用するようになっているが下流はどうするのか。モニタリングをするという段階ではないのではないか。

3点目は、河川環境の整備と保全全般について、清流保全の検討会も最近立ち上がり、作業部会もできている。そことの連携等についての文言も濁水協議会同様に加えて欲しい。

最後に、その他でございます。

治水について、河川の維持を含め河床についてどのように管理していくのか。河床管理について目安がないと、今後、深堀が進行したり川をいろいろと整備をしていく中で判断に迷うことになるのではないかと、というご意見がございました。

以上でございます。

○事務局 ただいま事務局より先だって開催しました、第2回物部川流域学識者会議における各委員の皆様からのご意見等を紹介させていただきました。

これからは、皆様よりご意見・ご質問等をいただきたいと思いますが、その前にお願いがございます。

まず、発言する方は挙手をお願いいたします。係りの者がマイクを持ってまいります。可能であれば先に住所・氏名をおっしゃっていただいて発言をお願いいたします。また、匿名でも結構です。

マイクを通じて速記録を取っておりますので、できるだけマイクを通じての発言にご協力をお願いします。

また、ホームページやニュースレター等にご意見を公表する際には、お名前を除いた形で公表するようにいたしております。

それでは、ご意見・ご質問・感想、何でも結構ですので、意見等があります方は手を挙げていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○A氏 南国市の大そねに住んでおりますAと申します。

1つ、ご質問をお願いしたいのですが、素案の56ページで現状と課題の中の水利用状況なのですが、この中で物部川本川からの農業用水、これが全体で最大取水量許可分が16.2、かんがい面積3,370 haという数値は、いつ現在の数値なのか分かれれば教えていただきたいのですが。といいますのは、先ほど先生方からのご質問にもありましたように、その1トンの水をそれより下流へ流すということになれば、当然、取水権量のほうに問題が出てくるということです。ご存知の通り香長平野かなり休耕田等も増えてまいりましたし、また、住宅化された分もあるかと思えます。そういうことからすると、この農業用水を見直すというのはなかなか難しい面もあり、既得水利権ですから難しいであろうとは思いますが、やはり物部川の正常な水量、これを出す上では、これだけ水量が減ってきた中では、こういったものに協力を得るという面も必要になってくるのではなからうかと思えます。その点につきましても、1つ考慮した検討といいますか、そういうこともしていく必要があるのではないかと思います。

○事務局 はい。ありがとうございました。

ただ今の件ですけれども、56ページの農水の水利量、いつの時点の数字かということについて、事務局お願いします。

○事務局 はい。水利権量につきましては、この表の上に書かせていただいておりますが、平成20年3月現在の量でございます。それから変更になっておりませんので、平成21年3月ということで書かせていただいております。

それと、今ありました水利権量へ影響するのではないかということでございますが、今の永瀬ダムの運用等を見直しを行いまして、1トンを生み出すことにしております。ですから、水利権に影響するということにつきましては、現状の水利権は確保できるということの裏づけは持っております。

○事務局 今回の回答でよろしいでしょうか。

○A氏 はい。

○事務局 はい。ありがとうございます。

次に、どなたでも、感想でも何でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○B氏 すみません。2点ほどお願いします。野市町の匿名でお願いしたいのですけれども。

1点は、維持・管理の領分なるかも知れないのですが、物部川の深淵の床止めについて、これがなくなると、上流の河床が低下していろいろな弊害が出てくると思うのですが、その床止めの位置づけがこの整備計画の中でどのように位置づけられているのか、現状維持なのか撤去なのかよく分からない。治水施設として位置づけられているのであれば、きちんと明記すべきではないか、必要なものであればですね。まあ、必要だとは思いますが、その点をちょっとお伺いしたい。また後でもかまいませんが。

それから、107ページの堤防断面の拡幅のイメージですけれども、これは、たぶん今2割の法面勾配だと思うのですが、3割勾配で前へ出るようになるのでしょうか。そして、高水敷を造成して川側に出るようになっていたのですが、できたら川側のほうではなく、この際、後ろに引くほうがベターではないかと思うのです。できるだけ川をいじめないようにするため、高水敷も本当に必要なものなのかどうなのかも含めて検討された上でのことだとは思いますが、高水敷がなければ危ないのかどうなのか、あるいは、必要であれば川の中へ出すべきなのかどうなのか。ある目標年次を設定したものではあるが、それより大きい流量の出る可能性は十分あるので、そういうことをちょっと教えていただきたいのが1つ。

もう1つは茨西のところについて、図面でも分かりますが、川が物部川の床止め、深淵の床止めから右向いて偏流して堤防に直接付き合つとところがあります。ここが非常に危なくなっていると思うのですが、この辺りの流水制御みたいなものは考えられておるのかどうなのか。その3点について、よろしくお願いいたします。

○事務局 はい。最後のご意見は、明治牛乳のところですよ。床止めの直下流の右岸の話ですね。

まず1点目は、現施設の深淵床止めがどういう位置付けになっているのかについて、改修計画、もしくは現状維持するのかということ。2点目は107ページの堤防の断面について、川側に出すような図面になっているけれども、それはどういう考え方で川側かなということ。3点目は、床止めの直下流の右岸堤防に関して、将来的・計画的には流水を制御するようなものがあるのかないのか、計画されているのか、ということに関しまして事務局よろしくお願いします。

○事務局 まず、深淵床固めの位置づけですが、132ページのほうに上側に河川管理施設ということで、排水門の下に床固めということで深淵床固めとしております。ですから、災害がありましたら復旧し、河川管理施設として管理してまいります。



高水敷の造成の件につきましては、流下能力等を勘案いたしまして、流下能力や他のところの支障にならないところにつきましては、高水敷を生成、造成することで局所洗堀対策等を行っていきたいと考えております。

○事務局 3点目の床止めの直下流、明治牛乳の前の制御の話ですけれども、床止めに何か行う際には、間違いなく川の真ん中ぐらいに流すような施設等を考えていきたいと思っております。現時点では、まだちょっとそこまでは考えておりませんが、床止めに何か行うときぐらいがそのタイミングではないかと思っておりますので、その点よろしくお願ひします。

最後に事務局に確認ですけれども、質問事項の2で堤防計画が川表側に出ている。普通だったら逆ではないかという意見に対しての回答をよろしくお願ひいたします。

○B氏 流量というのか、流下能力が十分あるところでは上げるけど、ないところはそれなりに考えていくということですよ。

○事務局 はい。

○B氏 ええ、分かりました。

○事務局 はい。今の答えてでよろしいでしょうか。

○B氏 はい。

○事務局 はい。どうもありがとうございました。

そのほかに、何でも結構ですので、お願ひいたします。

○A氏 101ページですけれども、河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標というところで、一応ここの文章だけで見ますと、アユの産卵等を考慮して杉田地点において17トンとか10トンを流しますということになっているのですけれども。しかし、アユの産卵に必要な2.9トンですとか、そのほかかんがい期の1トンについては、次のページの図-3.5.1を見て、はじめてそこで分かる数値なのですが、その1トンとか2.9トンをこちらの本文といいますか、文章に持ってくることはできないのでしょうか。素人目に見てもそのほうが分かりやすいのかなという気がするのですけれど。これは、今、返事をいただかなくても結構です。意見としてです。

○事務局 はい。ありがとうございます。

分かりやすいような文章にすべく検討いたします。

ほかに、何かあれば。

はい。どうぞ。

○B氏 119ページ。これは、質問ではなくお願ひです。

水質保全対策というのがあるのですが、これ見ると、濁水対策が主になっているのですけれども、濁水も大きな問題ですが、物部川の場合、乞食川とか、物部橋の野市が入ってきている排水路、し尿処理場のところから滲み出している汚水、その辺りで河川の水質が悪くなっているのです。まあ、基準時点の水質はクリアできているのですが、かなり悪くなっているのです。この流入水質ですかね、この辺りのやつについてももし整備計画の中で

何か対策みたいなものがうたえるようであれば位置づけしていただけたらと思うのですが、よろしく願いいたします。

○事務局 はい。ありがとうございます。

汚濁源の流入そのものの対策という形でとらえまして、また今後、関係機関等と調整しまして、よりよい物部川の水質に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

はい。どうぞ、お願いします。

○C氏 すみません。土佐山田町のCと申します。

学識経験者の方からたくさん意見が出ておりましたけれど、ぜひ、その実行をお願いしたいと思います。私も30年は長いと思います。10年の見直しをぜひやっていただきたいと思います。

それと、先ほど下の村のところの改修のことが出ておりましたけれど、それについてもうちよつと詳しく教えていただけないでしょうか。

○事務局 はい。ありがとうございます。

まず1点目。30年といわず、見直しの考えがあるのかということについて、事務局よろしく願いいたします。

○事務局 この整備計画の前段には、基本方針というのがございまして、その中で整備計画というのは一里塚というか、順番に整備していくものを示したものでございますので、この整備計画を順次進めていくことを考えております。ただ、いろいろと災害や新しい知見等があった場合には整備計画を見直していくこともございますので、30年そのままずっと通すということにはございません。何か変化があった場合には、見直しも可能だということと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○事務局 最大30年で、事あるごと、あるいは状況の変化等があれば、その都度見直してまいりたいと思っております。

2点目。下の村のことについては、もっと詳細計画の話でしょうか。それとも具体的な説明会等のお話でしょうか。

○C氏 何か計画があると先ほどおっしゃいましたよね。どんなふうに関修をなさるのかな、ということです。

○事務局 はい。分かりました。

○事務局 スクリーンへ写真を出します。河口からの距離でいいますと、約8kmから9kmまでの右岸側ですけれども、下の村の堤防を少し西のほうへ寄せることを考えています。写真を見ていただいておりますのとおり、川幅が狭いと文字で書いているところですが、非常に狭くなっています。そこの部分を少し広げなくては洪水が流れないということがありまして、少し用地買収をさせていただいて堤防を西のほうへ少し広げる予定です。既に測量調査の契約をしまして、11月11日に地元の方々に測量をさせていただくべくご説明にお伺いするような段取りをしております。整備計画ができる前ですけれども整備計画ができたらすぐにも事業に入れるように、今から準備をさせていただいてる状況です。

○事務局 今回の説明でよろしいでしょうか。

近々、測量のための地元説明に入る予定になっております。またそのときにはご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局 先ほど、家庭排水の件でご質問があった件ですけれども、整備計画の中で書いているところがありますので説明させていただきます。

142 ページをご覧ください。

上から8行目、一方ということろから下でございしますが、「下流域では、局所的には農業・工業排水や家庭雑排水の流入があり」ということで、こういうことがございますので家庭での調理くずの処理や、こういうことに努めていきまして、「なお、今後も水質悪化が問題となった場合には、関係機関と連携し対策を検討する。」ということ明示させていただいております。

○事務局 はい。

ほかに、何かあれば。

はい。それでは、予定の時刻よりは若干早いのですが、議論等の中で貴重なご意見もいただきましたし、ご意見も出尽くしたかというふうに思っております。

以上をもちまして、質問や意見等については終わらせていただきまして、司会に代わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 4. 閉会

○司会 本日は長時間にわたりまして、貴重なご意見・ご質問ありがとうございました。本日いただきましたご意見等につきましては、十分に検討させていただきまして、今後の物部川水系河川整備計画に反映させていきたいと思っております。

また、追加のご質問・ご意見等がございましたら、本会議場の後方に準備しております意見回収箱、あるいはニュースレターにありますハガキを利用してご投函いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第2回物部川流域住民の意見を聴く会【南国市会場】を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。